



鳥取県公報

令和8年2月13日(金)
第9764号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画等の変更 (58) (農地・水保全課)	2
	土地改良区の役員の住所の変更 (59) (中部総合事務所農林局)	2
	県営土地改良事業の工事の完了 (60) (〃)	2
	技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正 (61) (産業人材課)	2

告示

鳥取県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 北条用水地区 農業用用排水）に係る緊急防災等工事計画を変更したので、同項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月13日

鳥取県知事 平 伸 治

1 縦覧に供する書類

緊急防災等工事変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年2月13日から同年3月5日まで

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び北栄町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る緊急防災等工事変更計画について不服があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年2月13日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

理 事	唐 崎 大 義	変 更 前	東伯郡湯梨浜町大字久留54-2
		変 更 後	東伯郡湯梨浜町大字中興寺248-1

鳥取県告示第60号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年2月13日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 観ノ目地区 ため池等整備	令和8年1月23日

鳥取県告示第61号

平成22年鳥取県告示第190号（技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月13日

鳥取県知事 平 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1～4 略	1～4 略
5 <u>2から4まで</u> にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受	5 <u>2、3及び4</u> にかかわらず、次の表の左欄に掲げる�定職種のうち2級及び3級に該当するものを受

検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

検定職種	金額
機械検査（3級に限る。）	2,900円
機械検査（2級に限る。）、園芸装飾、造園、機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御、内燃機関組立て、家具製作、建築大工、フラワー装飾	3,100円

備考 略

検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

検定職種	金額	
	35歳未満の者	その他の者
機械検査（2級に限る。）	3,100円	12,100円
機械検査（2級を除く。）	2,900円	10,100円
機械加工、シーケンス制御、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作	3,100円	12,100円

備考 略